

# 茨城県議会議員一般選挙

～みんなのみらい みんなの一票で～

選挙は、皆さんが政治に参加するための大切な機会です。必ず投票しましょう！

問 市選挙管理委員会（伊奈庁舎総務課内） ☎58-2111（内線1214）

## ◆投票日◆

12月12日(日)  
午前7時～午後8時

## ◆告示日◆

12月3日(金)

## ◆投票資格◆

今回の茨城県議会議員一般選挙で、つくばみらい市で投票できる方は、次のすべてに該当し、当市の選挙人名簿に登録されている方です。

○投票日翌日までに満20歳の誕生日を迎える方

○告示日3カ月前までにつくばみらい市に転入届けをして、現在引き続き3カ月以上市内住所を有する方

## ◆投票するには◆

投票所の入場券は、皆さんの自宅へ郵送します。

投票日当日は、入場券を持参し、入場券に記載されている投票所（地図あり）で投票してください。なお、入場券は、世帯全員分を一通（7名以上は2通）の封筒で発行しますので、投票の際にはご自分の分を切り取って投票所にご持参ください。

入場券が届かなかつたり、紛

失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。本人であることが確認できるもの（運転免許証など）を持参して、投票してください。

## ◆期日前投票制度◆

期日前投票制度は、投票日当日に仕事や旅行などの予定があつて投票に行けない場合、事前に投票できる制度です。

期日前投票の場合も、投票入場券が必要です。ご自分の入場券を持参し、伊奈庁舎または谷和原庁舎で投票してください。詳しくは、左の表をご覧ください。

## 投票することが

### 困難な方のために

「投票所へ行けない」「字が書けず投票用紙に記入できない」などの場合、要件を満たせば次のような制度により投票できます。

## ◆不在者投票制度◆

市外に滞在・旅行中の方は、滞在・旅行先の市区町村の選挙管理委員会で投票できる制度です。

なお、不在者投票を行う場合には投票用紙が必要です。投票用紙は、つくばみらい市選挙管理委員会にご請求いただいた

後、滞在先へ郵送しますので、お早めにご請求ください。

## ◆郵便投票制度◆

身体に重度の障がいがあるため、投票所に向いて投票できない方が、自宅から郵便で投票できる制度です。

郵便投票を行うには、市選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」が必要ですので、お早めにお問い合わせください。

## ◆代理投票制度◆

身体の故障や字が書けないなどの理由で、投票用紙に自分で記入することができない方のために、投票所の係員が投票のお手伝いをする制度です。秘密を厳守し、お手伝いをしますので、必要な場合は係員に申し出てください。

## 投票所の変更について

選挙管理委員会では、今回の選挙より、市内投票所の公平性と投票管理の合理化および経費削減を図るため、投票所の再編をします。地域によっては、以前より距離的にご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

変更になる投票所は、次ページのとおりとなります。お間違えのないようご注意ください。

## 期日前投票制度

投票日当日に、仕事・旅行などの予定がある場合は、「期日前投票」ができます。

### ■受付期間

12月4日(土)～12月11日(土)

### ■時間

午前8時30分～午後8時

### ■場所

市役所伊奈庁舎1階ロビー

市役所谷和原庁舎1階相談室

### ■注意

期日前投票でも、入場券を持参してください。